

## 第5回広島県環境影響評価技術審査会総会議事録

- 1 日 時 平成20年8月5日(火) 14:00～15:10
- 2 場 所 県庁北館2階 第1会議室
- 3 出席者 石岡委員, 今岡委員, 市川委員, 岸田委員, 中川委員, 中野委員, 西嶋委員, 根平委員, 原田委員, 日比野委員, 舛岡委員, 松田委員, 三谷委員, 山田委員  
(14名出席: 高木委員, 中坪委員は欠席)
- 4 議題
  - (1) 環境影響評価技術審査会会長等の選出について
  - (2) 環境影響評価技術審査会運営要領等について
  - (3) 環境影響評価技術審査会部会の設置及び部会長等の指名について
  - (4) 審査案件の概要等について
  - (5) その他
- 5 配布資料
  - 資料1 広島県環境影響評価技術審査会委員一覧
  - 資料2 広島県環境影響評価に関する条例及び施行規則関係条文抜粋
  - 資料3 広島県環境影響評価技術審査会運営要領
  - 資料4 広島県環境影響評価技術審査会運営細則について(案)
  - 資料5-1 福山市汚泥再生処理センター整備事業の概要について
  - 資料5-2 三原市汚泥再生処理センター整備事業の概要について
  - 資料5-3 酸素吹石炭ガス化技術に関する大型実証試験について
  - 資料6 広島県環境影響評価に関する条例施行規則及び広島県環境影響評価技術指針の改正について
- 6 担当部署 広島県環境県民局 環境部 環境保全課 環境評価・瀬戸内海グループ  
電話:(082)513-2925(ダイヤルイン)

### 7 議事概要

事務局から資料2, 3により審査会の運営体制について説明後, 次のとおり議事を行った。

#### 議題(1) 環境影響評価技術審査会会長の選出

- 条例第40条第1項に規定する審査会会長の選出は, 委員の互選としており, 互選の方法は指名推薦とした(運営要領第2条)。
- 中川委員が会長に選出された(条例第40条第1項)。
- 会長からの指名により, 松田委員が会長代理に選出された(条例第40条第3項)。

#### 議題(2) 技術審査会運営要領等について

- 技術審査会運営細則の改正案を承認した。
- 会長からの指名により, 山田委員が議事録署名委員となった(運営要領第8条第2項)。

議題(3) 部会の設置及び部会長等の指名について(条例施行規則第47条第1項, 第2項, 第3項, 第4項及び第48条)

- 技術審査会を2部会制とする運営体制を、今後も継続することにした。
- 会長からの指名により、部会委員が決定された（部会構成は、別紙委員一覧のとおり）
- 第1部会長は中川会長が兼ね、会長指名により第2部会長は松田会長代理が就任した。
- 部会長からの指名により、第1部会長代理は今岡委員が、第2部会長代理は中野委員が就任した。
- 「部会決議」の取り扱いについて、従来どおり第4期も「部会の決議をそのまま技術審査会の決議」とすることを承認した。

#### 議題（4）審査案件の概要等について

- （仮称）福山市汚泥再生処理センター整備事業及び（仮称）三原市汚泥再生処理センター整備事業については第1部会が、発電実証試験案件は第2部会が、それぞれ審査を担当することとした。
- 今後の新たな審査案件の担当割り振りは、案件の特性等に応じて、会長と部会長の協議により決めることとした。

#### 議題（5）その他

- 資料6により、広島県環境影響評価条例施行規則及び技術指針の改正について事務局が説明。
- 質疑応答が行われた。

（質疑応答1） 広島県環境影響評価技術指針の改正について（平成19年2月28日施行、参考資料2）

（委員） P10「6 調査の手法の選定」で、「・・・地域特性を考慮するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。」とあるが、これは具体的にはどういう意味か。

※地域特性：当該当該事業に係る対象事業が実施されるべき区域及びその周辺地域の自然的社会的状況のこと。

（事務局） 今回の案件を例に挙げると、福山市のし尿処理場の建設予定地である福山市箕沖町は、埋立地として造成され、工場が次々建設されるなど、さまざまな開発が予定されている地域である。

このような土地の利用状況にあっては、過去の利用状況や将来的な状況を把握・理解しなければ、適切な調査・予測をすることはできない。

（地域特性を考慮するに当たっては、）他の事業の情報をできる限り把握し、（調査・予測に）加味してくださいという意味である。

（委員） 長い時間、プロジェクトを進めていると、だんだんと世代が変わって来るとのも含めるということか。留意するというのはどういう意味合いか。

（事務局） 事業者が他の事業の情報について全てを把握し、対応するというのは難しいため、最大限可能な範囲で把握するということで、留意という控え目な表現となっている。（アセス実施後、工事を着手するまでに、時間が経過したことによって、再アセスを求めるものではない。）

（質疑応答2） 部会の振り分けについて（資料1）

（委員） 私は高圧ガスが専門で、第1部会より第2部会の発電実証試験案件の方が、貢献できると考える。

（事務局） 運営要領第5条で、「部会長は審議する事項の重要性及び専門性に応じて、その部会に属さない委員を部会に招集し、意見を聴くことができる」とあり、他の

部会への出席は可能である。今後、調整する。

(質疑応答 3) 環境影響評価条例施行規則と広島県環境影響評価技術指針の改正について (平成19年2月28日施行, 資料6)

(委員) (環境影響評価法の) 改正により, 「(項目・手法の選定について) 具体的なものを示さないで, 各自で考えなさい」という考え方に変わったが, 県条例もそれと同じようにしなければならないのか。

国は, 「(環境影響評価の全体的な) レベルが上がっているから, (事業者も国民も) レベルアップをなさい」というのはわかるが, 項目・手法を示してもらわなければ, (手続きに関係する者は) やりづらいと思う (ので, 条例は従来どおりで運営してはどうか)。

(事務局) 従前は標準項目・手法が示され, 標準項目・手法を選定しない場合は, その理由を明らかにしなければならなかった。(誰もが納得できる理由を説明するのは難しい上, 手続きの再実施を防ぐために,) 「標準項目・手法」に必要以上に縛られ, 的確な選定ができず, 全国を見ても, 金太郎飴のような, みんな同じような図書になっていた。

今回の改正 (標準項目・手法から参考項目・手法へ改正) により, (事業者が技術指針の参考項目・手法を参考にしつつ,) ゼロベースから本当に必要なものだけ積み上げて, メリハリのある項目・手法の選定ができるような環境整備を行った。

なお, (項目・手法を) 選定しない理由は記載しなくてもいいが, 方法書, 準備書の中で明らかにそれが不必要ということが読み取れる資料作りをしていないと, 住民意見や知事意見の中で, 結局, 「わからないから, やりなさい」という意見につながる。

事業者が選定しやすくしたという意味はあるが, (事業者の説明責任はむしろ増えている。なお, 審査会の) 運営には, 大きな変更はない。

(委員) 項目の指定があれば, 特別な項目を判断しなくてもいいが, 項目が指定されていないと, (委員は) 項目がいいのか, 悪いのか, 足りないのか, 十分なのかを判断しないといけないと思う。

審査会で考えることが多くなるということか。

(事務局) 広島県では, 審査会を中心に知事意見を形成しており, 項目・手法が指定されていないと, 地域特性, 事業特性に応じて判断しなければならないので, (委員の) 負担が増えることはありうる。

(委員に過度の負担が生じないように,) 事務局の方で, 事前に事業者との情報のやり取りの中で情報収集をして, 審査会の委員が (項目・手法を) 判断しやすくなるように予め情報を整理する。

(委員) 審査項目を削るとするのは難しいと思う。

はずした項目に対して後から (住民, 関係市町長) 意見が出たら, やらざるを得ないのか。

(事務局) 意見が出れば, (公平・公正な観点から必要であれば,) 事業者に対して知事意見を述べることになると思う。

(質疑応答 4) 広島県環境影響評価条例と広島市環境影響評価条例のすり合わせについて

(委員) 私は, 広島市の審査会の委員もしており, 広島市条例の規模要件と, 広島県条例の要件が異なる件について, 従前から検討してもらいたいと考えている。

例えば, 広島県条例には, 高層構造物が対象事業種になっていない。

それから, 道路の規模要件が違うので, 広島市域から広島市域外へ延伸する新規

道路の新設計画で、広島市域では広島市の条例規模に抵触して、アセス案件になるが、広島市域外へ出ると広島県のアセス条例の対象にならない事態が、場合によっては出て来るかもしれない。

今後、改正をする機会があれば、地域によって差が出ないように、規模要件について検討してもらいたい。

(事務局) 県条例は広島市域を包含するが、市の条例は県条例と同等以上の要件を定めていることから、広島市内（の案件）であれば、広島市条例だけが適用される。

また、県の考え方としては、各市、各町で条例が必要であれば、地域に合った規模要件にして（条例を制定）してもらえばよいと考える。

(委員) それぞれの地域に合った要件（で条例を制定する）というのはわかるが、広島市域とその他の市町の地域にまたがった工業団地や民間の開発が行われる時、どういうすり合わせをするか。広島市の条例はあくまで上乘せなので、またがった場合はどういう整理をされるのか。

(事務局) （またがった場合は県条例が適用されるが、）今までそういう案件はなかったので、今後、検討して行きたい。

広島県環境影響評価技術審査会委員一覧

区分	部会	職 名	氏 名	役 職
大気 環境	1	広島大学名誉教授	舛岡 弘勝	
	2	広島国際学院大学情報デザイン学部教授	高木 尚光	
水環 境	1	広島大学大学院工学研究科准教授	日比野忠史	
	2	広島大学環境安全センター教授	西嶋 涉	
土壌 環境	1	広島工業大学環境学部教授	今岡 務	第1部会長代理
	2	広島大学大学院生物圏科学研究科准教授	中坪 孝之	
動物	1	県立広島大学生命環境学部准教授	市川 洋子	
	2	元独立行政法人水産総合研究センター研究情報官	石岡 宏子	
植物	1	広島大学名誉教授	根平 邦人	
	2	広島工業大学環境学部教授	中野 武登	第2部会長代理
生態 系	1	広島大学名誉教授	中川 平介	会長 第1部会長
	2	広島大学名誉教授	松田 治	会長代理 第2部会長
景観 ・ ふれ あい	1	広島女学院大学名誉教授	原田 佳子	
	2	比治山大学現代文化学部准教授	山田 知子	
廃棄 物等	1	県立広島女子大学名誉教授	岸田 典子	
	2	福山市立女子短期大学教授	三谷 璋子	

(計16名)